

さくら自動車株式会社  
平成 25 年 12 月 3 日 制定  
令和 7 年 12 月 1 日 改正

## 安全管理規程

### 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第 4 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第 22 条の 2 第 2 項の規定に基づき、さくら自動車株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

#### (適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

### 第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

#### (輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第 3 条 代表取締役社長（以下「社長」という。）および役員は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
- 社長および役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
  - 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について

ては、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 当社は、前条に基づき、次に掲げる事項を重点施策として実施する。

- ①輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ②輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- ④輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を速やかに伝達し、共有すること。
- ⑤輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2 当社は、当社の旅客自動車運送業を受託している旅客自動車運送事業者(以下「受託会社」という。)と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる重点施策について達成目標を策定する。

### 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(輸送の安全に関する計画)

第6条 第4条に掲げる目標を達成するため各重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切であるかどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- ①安全統括管理者
- ②運行管理者
- ③整備管理者

④その他必要な責任者

- 2 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務並びに安全管理委員会を統括する。
- 3 営業部長は、安全統括管理者を補佐し、輸送の安全の確保に関する研究調査を行い、事故防止策を策定し実施する。
- 4 営業部長は、各対策会議を開催し、輸送の安全の確保に関し統括し、運行管理者、整備管理者等社員の指導監督を行う。
- 5 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別紙の「安全管理体制組織図」による。

(安全統括管理者の選任および解任)

第9条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。) 第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、安全統括管理者を解任する。

- ①国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ②身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ①輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- ②輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するため、全社員に対して必要な教育または訓練を行うこと。
- ④輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全社員に対し周知徹底を図ること。
- ⑤輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、社長および役員に報告すること。
- ⑥社長および役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑧整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑨輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。

⑩その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施その管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有および伝達)

第12条 社長および役員と現場社員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合には、これを看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長および役員、受託会社または社内の必要な部課等に速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

(輸送の安全に関する教育および研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全運転管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて運輸の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急の輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸

送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 社長は、安全統括管理者からの事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方針を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2 社長は、悪質な法令違反等による重大事故が起きた場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 次に掲げる輸送の安全に関する情報については、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に公表する。

- ①輸送の安全に関する基本方針
- ②輸送の安全に関する重点施策
- ③輸送の安全に関する目標対実績
- ④当年度の輸送に関する施策
- ⑤当年度の輸送の安全に関する計画
- ⑥輸送の安全に関する投資
- ⑦輸送の安全に関する教育および健康管理
- ⑧輸送の安全に関する情報伝達体制
- ⑨輸送の安全に関する内部監査状況
- ⑩安全管理規程

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全を確保するために講じた改善状況について国土交通大臣に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的および適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長および役員に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを 3 年間保存する。

3 録音及び録画による点呼記録を 90 日間保存する。

4 アルコール検知器使用時の写真撮影をして 90 日間保存する。

5 デジタル式運行記録計により、電磁記録として 3 年間保存する。

## 第5章 附 則

(施行期日)

第19条 本規程は、平成25年12月21日から実施する。